岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金交付要綱

平成28年 6月30日決裁

改正　平成29年 3月24日決裁

改正　平成31年 3月29日決裁

改正　令和 3年 3月30日決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、地域において高齢者の自立した生活を支援することを目的として、生活機能の低下による高齢者の閉じこもり等の予防及びその家族の介護の負担を軽減するため実施する岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月25日決裁）別表に規定する住民主体型デイサービス事業及び認知症カフェ事業（以下「補助事業」と総称する。）に対して、予算の範囲内で交付する岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　要支援者等　介護保険の被保険者（岐阜市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。以下この号において同じ。）を除き、岐阜市の区域内に所在する住所地特例対象施設（同法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設をいう。）に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4各号のいずれかに該当する者をいう。

(2)　拠点　生活機能の低下が認められる要支援者等その他地域住民が気軽に集うことができる場をいう。

(3)　認知症カフェ　認知症に係る専門的な知識を有する者（医師、保健師、介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士その他市長が認める者をいう。）を1名以上配置し、かつ、認知症の人及びその家族並びに地域住民（第4条第1項第2号イにおいて「認知症の人等」という。）が気軽に集うことができる場をいう。

(4)　サービスの提供等　拠点又は認知症カフェ（以下「拠点等」という。）において行われる体操、運動等の活動、介護予防を目的とした講演、会食、相互交流、情報交換等をいう。

2　前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語は、介護保険法において使用する用語の例による。

（補助事業の利用対象者）

第3条　補助事業の利用対象者は、要支援者等とする。

（補助事業の内容等）

第4条　補助事業の内容は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(1)　住民主体型デイサービス事業　次に掲げる要件

ア　拠点は、岐阜市内に所在すること。

イ　介護予防を目的としたサービスの提供等を行うこと。

ウ　サービスの提供等は、1回につき2時間以上行い、かつ、おおむね1月に2回程度、半期（4月から9月までの期間（以下「上半期」という。）又は10月から翌年3月までの期間（以下「下半期」という。）をいう。以下同じ。）ごとに12回以上行うこと。

エ　サービスの提供等1回当たりの要支援者等の参加人数は、3人以上であること。

(2)　認知症カフェ事業　次に掲げる要件

ア　認知症カフェは、岐阜市内に所在すること。

イ　認知症の人等の触れ合いを目的としたサービスの提供等を行うこと。

ウ　サービスの提供等は、1回につき2時間以上行い、かつ、おおむね1月に1回以上、半期ごとに6回以上行うこと。

エ　サービスの提供等1回当たりの要支援者等（岐阜市の介護予防・日常生活支援総合事業において作成されたケアプランにおいて、認知症に対する支援が必要と位置付けられた者に限る。）の参加人数は、3人以上であること。

2　補助事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（補助事業者）

第5条　補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を適切に運営することができる個人又は団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　規則第4条の規定による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行う日の属する年度（以下「申請年度」という。）に補助事業を実施する予定があること。

(2)　閉じこもりの予防及び介護予防を目的としたサービスの提供等を行う場の運営実績が原則1年以上あること。

(3)　宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。

(4)　補助事業について、国、地方公共団体（岐阜市を含む。）、社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会その他これらに類する者から補助金、助成金、給付金等の交付を受けていないこと。

（補助金の額等）

第6条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1)　補助事業の運営の調整等に要する間接人件費

(2)　拠点等及び拠点等で使用する機材等の賃借料

(3)　補助事業の運営に要する消耗品費

(4)　補助事業の運営に要する印刷製本費

(5)　要支援者等及び支援ボランティアその他の活動スタッフに係る傷害等補償保険の保険料

(6)　前各号に掲げるもののほか、次条の規定による事前相談により市長が必要と認めた経費

2　補助金は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、前項各号に掲げる補助対象経費を合算した額を交付するものとする。

(1)　住民主体型デイサービス事業　半期につき6万円。ただし、サービスの提供等を半期に13回以上行った場合にあっては、24回までに限り、12回を超えるサービスの提供等1回につき当該サービスの提供等に要した補助対象経費5,000円を限度として加算する。

(2)　認知症カフェ事業　半期につき3万円

（事前相談）

第7条　交付申請をしようとする補助事業者（次条第3項において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助事業を実施する時期に応じ、当該各号に定める期間に岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金交付事前相談申込書（様式第1号）を市長に提出し、補助事業に関する事前相談を行うものとする。ただし、過去に補助金の交付を受けた補助事業者であって、申請年度以降も当該交付に係る補助事業を継続するものについては、この限りでない。

(1)　上半期　申請年度の前年度の2月から3月末日まで

(2)　下半期　申請年度の7月から8月末日まで

（交付申請）

第8条　交付申請は、拠点等ごとに行うものとする。

2　交付申請は、半期ごとに行うものとし、次の各号に掲げる補助事業を実施する時期に応じ、当該各号に定める期間に岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出して行うものとする。

(1)　上半期　補助事業を実施する年度の4月1日から4月30日まで

(2)　下半期　補助事業を実施する年度の9月1日から9月30日まで

3　規則第4条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)　申請者の概要、活動内容等が確認できる書類

(2)　申請者の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずるもの

(3)　前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付決定の通知）

第9条　規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知は、岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（補助事業の変更、中止等）

第10条　規則第11条の規定による補助事業の計画の変更（補助事業の内容その他の変更を含む。）に係る承認の申請は、岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金変更承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

2　規則第11条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認に係る申請は、岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により行うものとする。

（実施状況の報告）

第11条　規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、毎月15日（3月分にあっては、3月31日）までに、前月に実施した補助事業の状況を岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金実施状況報告書（様式第6号）により市長に報告するものとする。

（実績報告）

第12条　規則第15条の規定による実績報告は、半期ごとに提出するものとし、次の各号に掲げる補助事業を実施する時期に応じ、当該各号に定める日までに、岐阜市住民主体型デイサービス事業等補助金実績報告書（様式第7号。次項において「報告書」という。）により行うものとする。

(1)　上半期　補助事業の完了した日から起算して10日を経過した日

(2)　下半期　補助事業を実施する年度の3月31日

2　前項の規定にかかわらず、補助事業を廃止した場合における実績報告は、廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、報告書により行うものとする。

（補助金の交付）

第13条　規則第18条第1項本文の規定による補助金の交付は、半期ごとに行うものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成28年9月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、同年6月30日から施行する。

（準備行為）

2　第7条及び第8条の規定による補助事業の実施に係る手続その他この要綱を施行するために必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

（読替規定）

3　平成28年度の補助事業における第4条第1項、第6条第3項及び第7条の規定の適用については、第4条第1項第1号ウ中「半期ごとに24回以上」とあるのは「7か月間に28回以上」と、同項第2号ウ中「半期ごとに6回以上」とあるのは「7か月間に7回以上」と、第6条第3項第1号中「半期につき12万円」とあるのは「7か月間に14万円」と、同項第2号中「半期につき3万円」とあるのは「7か月間に35,000円」と、第7条中「前年度の2月から3月末日までに」とあるのは「7月から8月末日までに」と読み替えるものとする。

附　則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。